

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は以下のとおりとしています。

[経営体制]

(1) 取締役会

2026年3月期に係る定時株主総会後における取締役総数は10名であり、その構成は、業務執行を担う3名の業務執行取締役、並びに非業務執行の取締役として、社内昇格による常勤の監査等委員1名及び社外取締役6名である。当社経営から独立した立場にある社外取締役6名については、監査等委員でない取締役3名と監査等委員である取締役3名に分け、前者には経営に関する知見による2028年中期経営計画に対する監督・助言に集中していただき、また後者には各種の専門的な知見による業務執行に対する監査・監督に集中していただくことで、それぞれが有する知見や専門知識をより効果的に発揮できることを企図しています。

また、取締役会における経営に関わる重要事項(中長期戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等)は、上記の社内取締役と社外取締役による十分な討議をもって決定されます。加えて、業務執行を担わない常勤監査等委員が取締役会の議長となって議事を主導し、取締役会の監督機能の強化を図っています。

(2) 業務執行体制

当社では、取締役会の決議により、最高経営責任者(CEO:Chief Executive Officer)、最高財務責任者(CFO:Chief Financial Officer)及び最高技術責任者(CTO:Chief Technology Officer)を設置する体制としています。CEO(以下、「代表取締役社長CEO」と表記することがあります。)は、当社及び当社の子会社からなる企業集団全体(以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」といいます。)についての最高経営責任者、CFOは、極めて高い専門性を必要とする財務分野での最高責任者、CTOは、同じく技術開発分野での最高責任者となります。CEOをトップとしてCFO及びCTOがCEOの機能を補完又は支援する、いわば“三頭体制”をとることで、より高度かつ実効的な経営判断に基づく事業運営が可能となります。

また、当社では、監督と執行の分離により、監督機能を強化するとともに執行責任の所在を明確化する観点から執行役員制度を導入しています。なお、本報告書提出時点において取締役を兼任しない執行役員は5名であり、業務執行取締役の管下で、それぞれのスキルをもって業務を執行しています。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、2026年3月期に係る定時株主総会終了後において、1名の常勤社内取締役と3名の当社経営陣から独立した社外取締役の合計4名で構成されます。また、監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設けて専任の常勤者を配置します。加えて、2026年4月に、内部監査部門である監査部を代表取締役社長CEOの所管から監査等委員会の所管に移動し、監査機能の独立性の強化とともに、監査等委員会の監査活動の実効性向上を図ることとしています。

(4) 取締役の指名及び報酬

取締役会が、取締役の指名に関する以下の事項などを決定するにあたっては、その諮問機関である指名諮問委員会(過半数の社外取締役で構成しかつ社外取締役を委員長とする。)において、その決定プロセスの公正性及び妥当性を検証します。

- ・取締役の選解任に関する株主総会議案の原案
- ・取締役の選解任基準
- ・後継者計画
- ・社外取締役の独立性基準

取締役会が、取締役の報酬に関する以下の事項などを決定するにあたっては、その諮問機関である報酬諮問委員会(構成メンバーの過半数を社外取締役とし、かつ社外取締役を委員長とする。)において、その決定プロセスの公正性及び妥当性を検証します。

- ・取締役の報酬及びその額を決定する規律
- ・個々の取締役の報酬額

(5) 経営執行会議等

当社では、全社の業務執行に係る重要な案件について報告、討議及び情報共有する機関として「経営執行会議」を設置しています。当該会議は、CEOを議長とし、全ての業務執行取締役及び執行役員で構成され、常勤監査等委員は同会議に陪席し、適宜質疑等を行っています。また、同会議は、原則として毎週1回開催されます。

また、当社では経営執行会議以外にも複数の会議体を設置しており、詳細は後記V 2. のとおりです。

[業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査]

業務執行取締役は、その所管する事業部門、事業部門を支援する部門もしくはコーポレート部門又はグループ会社について、自ら又は管下に配置される執行役員による業務執行を統轄し、当社の内部統制システムの遵守・実行の責任を負います。また、業務執行取締役は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負います。

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システムの遵守及び実行の状況を監督します。このため、必要に応じて自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、執行側から提供される情報の内容を確認・検証するほか、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求めます。以上と合わせ、監査等委員会は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、原則として投資株式を保有しない方針としています。但し、当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）として保有します。これら政策保有株式の保有の是非については、事業を行う各事業部門の投下資本の一部として位置づけ、上記保有方針に沿って適宜検証を行い、取締役会において決定します。保有しないこととした株式については、売却の進捗状況を取締役会に報告しています。なお、当社が保有する政策保有株式の貸借対照表計上額は、2026年6月23日提出の有価証券報告書をご参照ください。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、前項の保有方針及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断して、毎年適切に議決権を行使します。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引に関する調査を取締役及び監査等委員を対象に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。その調査結果を元に株主総会招集通知や有価証券報告書等に関連当事者間の取引情報を開示しています。

【補充原則2－4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社グループは、当社の報酬制度を職能給から役割給に変更するとともに、グループ共通人事プラットフォームの構築を行いました。現在は、当社だけに留まらず、世界各国のグループ会社で採用された社員も横断的に働くことができる環境を整えつつあります。

将来的な経営人財確保の観点から、この仕組みを活用して国内外のグループ会社の主要ポストを含む計画的な配置転換等により、人財の育成を図ることとしています。

また、当社では、「フジクラグループ ダイバーシティ推進宣言」に基づき、ジェンダーの多様性はもちろん、国籍・人種・性別・宗教・年齢・出身会社などを問わず、多様な人財が活躍できる組織づくりを推進しています。女性活躍推進法に基づく行動計画として、2028年度末までに女性管理職比率6.0%の達成を目指しています（2026年3月末時点4.8%）。女性の採用、育成・登用を推進するとともに、男女問わず仕事と家庭の両立や育児への参画を促すため、男性の育児休業取得促進にも積極的に取り組んでおります。

ダイバーシティ推進の詳細は以下の当社webサイト及び「統合報告書」をご参照ください。

<https://www.fujikura.co.jp/sustainability/diversity/>

<多様性の確保に向けた人財育成方針と社内環境整備方針>

当社は、人種・国籍・性別・性的指向・性自認・年齢・障がいの有無・価値観・信条・宗教等の違いにかかわらず、個性を活かしながら能力を発揮できる環境の整備に取り組んでいます。社員のニーズを尊重した多様な働き方の提供や、世界情勢並びに各国固有の状況を踏まえ、変化に対応した働き方を常に追求し、人財価値とエンゲージメントの向上を目指しております。

人財育成方針の詳細は以下の当社webサイト及び「統合報告書」をご参照ください。

<https://www.fujikura.co.jp/sustainability/global-resource/>

社内環境整備の詳細は以下の当社webサイト及び「統合報告書」をご参照ください。

<https://www.fujikura.co.jp/sustainability/>

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産の管理・運用機関としてフジクラ企業年金基金を設けてその業務を委託しています。同基金は、その年金資産の運用の全てを専門機関である資産運用会社へ再委託し、その状況をモニタリングすることとしています。

当社は、委託先であるフジクラ企業年金基金が、実際に資産運用を行う各運用機関のモニタリングを適切に行えるよう、必要な人財の確保その他の同基金の運営体制の整備に留意することとしています。

【原則3－1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、グループ経営理念「ミッション・ビジョン・基本的価値（MVCV）」及び中期経営計画を定め、以下の当社webサイトに掲載しています。

グループ経営理念：

<https://www.fujikura.co.jp/company/management/>

中期経営計画：

<https://www.fujikura.co.jp/company/vision/>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記1. 基本的な考え方に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は取扱製品が多種多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人財にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

当社では、取締役会において監査等委員でない取締役の報酬額を決定するにあたり、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（人事担当取

締役（現在、代表取締役社長CEOが兼任）及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役とする。）の審議を経ることとしています。報酬諮問委員会では、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について、その決定プロセスが公正・妥当であることを確認し、取締役会に対しその結果を答申します。取締役会は、この答申を受けて監査等委員でない取締役の報酬額を決定します。

①「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位・グレード別の固定額とします。

②「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位・グレード別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益額、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。これらの指標は、「経営施策が反映されやすい指標」、「株主への利益還元度と相関の強い指標」であり、当社の成長戦略と親和性の高い指標であることから採用しています。

③「株式報酬」

上記①及び②とは別に、取締役の報酬として譲渡制限付株式を付与するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的とするものです。なお、当該株式の譲渡制限は、原則として取締役の退任時に解除されるものとしています。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね6割となる見込みです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社では、取締役会において監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の選任及び解任に係る株主総会議案を決定するにあたり、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会（代表取締役社長CEO、人事担当取締役（現在、代表取締役社長CEOが兼任）及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役とする。）の審議を経ることとしています。指名諮問委員会では、代表取締役社長CEOが示す候補者の原案について、取締役の選任基準及び各候補者の実績を含む選任理由等の審議を通して、その決定プロセスが公正・妥当であることを確認し、取締役会に対しその結果を答申します。取締役会は、この答申を受けて株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の取締役の選任についての説明は各取締役選任時の「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しています。

[補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等]

当社は、サステナビリティの取組みに関して、年に一回、「フジクラグループ 統合報告書」を発行、ステークホルダーの皆様に対してサステナビリティ活動に対する取組みの内容を報告しております。また、その内容については、以下の当社webサイトに掲載しています。

フジクラグループ統合報告書

<https://www.fujikura.co.jp/sustainability/report/>

人的資本・知的財産への投資に係る開示

<https://www.fujikura.co.jp/sustainability/human-rights/> <https://www.fujikura.co.jp/research/intellectual-property/>

当社は2019年にTCFD提言への賛同を表明し、2022年度には経済産業省が主導するGXリーグ基本構想へ参画しました。また、「GXフューチャー・コンソーシアム」（TCFDコンソーシアムがGXリーグの機能の一部を統合し改組した組織）の活動へも引き続き参画してまいります。

当社グループは新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、SBT（Science Based Targets）イニシアチブの認定を取得するとともに、関連する情報開示を推進しています。加えて、フジクラグループ統合報告書において気候変動に伴うリスクと機会を体系的に特定・開示するなど、気候変動関連情報の充実と透明性の向上に継続して取り組んでいます。

[補充原則4-1①取締役会の決議事項及び取締役会から経営陣への権限委譲範囲]

「Ⅰ 1. 基本的な考え方」で示したとおり、当社では、業務執行取締役が迅速果断な意思決定を行える機動的な体制を構築するため、取締役会から業務執行取締役に大幅に権限を委譲しています。他方、取締役会では、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きいM & Aなどの重要な事項を決議します。なお、取締役会においては、事業に精通した社内の業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、社内の事情に左右されない独立した立場にある社外取締役の意見を反映しつつ十分な審議を尽くすことができる体制をとっています。

以上の決定権限の分配（取締役会と業務執行取締役）は、詳細を取締役に決定しています。

[補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社における社外役員の独立性判断基準については、以下のとおりです。

なお、当社の社外取締役6名はいずれもこの要件を満たしており独立社外取締役と判断しています。

現在又は最近3年以内において次の各項に該当する者又は該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- 当社グループの重要な取引先（注1）又はその業務執行者（注2）
- 当社グループを重要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の総議決権の10%以上を有する株主又はその業務執行者
- 当社又は当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬（注3）を受け取っている者又はその業務執行者

なお、当社グループでの業務に十分な時間・労力を振り向けられるよう、社外取締役の兼職社数は当社を含み原則4社までとする。

(注1) 重要な取引先

当社から当該相手方に対する当社連結による売上が連結売上高の1%以上となる者及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上となる者

(注2) 業務執行者

業務執行取締役及びその直下の従業員

(注3) 多額の報酬年額100万円超

[補充原則4-10① 諮問委員会の構成・独立性に関する考え方・権限・役割等の開示]

当社は、過半数の社外取締役で構成しかつ社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、その詳細は前項1. 基本的な考え方 [経営体制] (4) 取締役の指名及び報酬に記載のとおりです。

[補充原則4-11① 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

「モノづくりの会社」である当社にとって、高い技術力を背景とした戦略の策定と、これを支える財務基盤の確立が重要であると考えていることから、業務執行者としてCEOのほかにCFO及びCTOを置くこととしています。特に財務及び技術の分野では、高い専門性と豊富な経験を有するとともに、全社的な視座をもって戦略の策定や業務を遂行できる人財を登用することが必須となります。CFOとCTOが財務面と技術開発面の専門性を活かした機能をもってCEOの機能を支援又は補完することにより、CEOが全社戦略の推進を遺憾なく発揮できる体制としたものです。

加えて、上記1. 「基本的な考え方」(2)のとおり、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員は、各自が保有するスキルをもって、CEOの機能を補完しております。

一方、経営の監督機能として、社外取締役は、取締役会の構成として業務執行取締役の員数とのバランスを考慮し、外部の多様な知見や専門性を有する複数名を置くこととしています。2026年3月期に係る定時株主総会終了時点の社外取締役は6名、その構成は企業の経営経験者3名(製造業、商社)、公認会計士2名、弁護士1名であり、そのうち3名は女性です。

また、業務執行を行わない常勤監査等委員が取締役会の議長となって取締役会の議事運営を行い、議事を主導することにより業務執行の監督を行っております。

なお、取締役候補の選定にあたっては、指名諮問委員会において当社の現状とその進むべき方向性にとって必要な取締役としてのスキルを整理したうえでその検討を行っており、その概要は株主総会の招集通知にてスキルマトリクスとして開示しています。

[補充原則4-11② 取締役・監査役が上場会社役員を兼任する場合の対応]

社外取締役が他の会社の取締役・監査役・監査等委員を兼任する場合、株主への責務を果たすにあたって、当社の業務に十分な時間・労力を振り向けることができることを前提に、原則として当社を含め4社までとしています。また、重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しています。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

1. 前年度における改善

当社では、2023年度より更なる実効性向上を目指して、取締役会実効性評価に高い知見と豊富な実績を持つ株式会社ボードアドバイザーズに委託して、全取締役アンケート、全取締役及び取締役会事務局インタビュー、取締役会等の議事録閲覧並びに取締役会への陪席を通じて実効性評価を実施いたしました。2024年度におきましては、2023年度の結果を踏まえたアンケート調査を当社が行い、その結果の分析・評価を株式会社ボードアドバイザーズに委託を行いました。

以下のとおり、当該実効性評価で示された課題に対し、一定の取組みを行って取締役会の実効性向上に努めました。

- ① 重要議案に関する議論の拡充中長期的な議論、非財務等に関する議論の拡充
- ② 取締役会構成の見直し取締役のスキルマトリクスに係る議論の深化
- ③ 社外取締役の資質の発揮社外取締役の役割の明確化と、実効性の確保
- ④ 各委員会の実効性

指名諮問委員会、報酬諮問委員会の審議範囲の拡充と中長期的な視点に立った議論の深化。

2. 2025年度取締役会実効性評価の実施と評価結果

2024年度においては、前年度の結果を踏まえたアンケート調査を当社が行い、その結果の分析・評価を株式会社ボードアドバイザーズに委託して行いました。その結果の概要は、以下のとおりです。

・ 2025年度において、当社取締役会の実効性は概ね確保されている。

・ しかし、監査等委員会設置会社としてモニタリングボードを実現するうえでは、監督と執行それぞれの役割を明確化し、取締役会運営の高度化や委員会機能の強化に繋げていくことが必要である。

・ また、現時点では当社取締役会が企業価値向上に向けて果たすべき役割について、各取締役の認識に差異が見られるため、業務執行側が取締役会に求める機能やあるべきアジェンダ設定、社外取締役の責務などについて議論を重ね取締役会の役割に関する共通認識を醸成していくことが期待される。

以上を踏まえて、当社の取締役会のさらなる実効性向上に向けての課題は以下の通りです。

- ① 取締役会の役割の再定義とアジェンダへの反映
- ② 各諮問委員会機能の強化
- ③ 取締役会運営の高度化

3. 今後の取組み

分析・評価の結果を踏まえた課題と今後の取組みは以下のとおりです。

① 取締役会の役割の再定義とアジェンダへの反映: 取締役会のあるべき姿について議論を進め、モニタリングボードへの移行をさらに推進する。あわせて、取締役会においてより重要なテーマを重点的に議論するべく、アジェンダの再整理を進めるとともに、議長によるファシリテーション強化等にも取り組む。

② 各諮問委員会機能の強化: 各諮問委員会役割、権限・責任についてより明確にした上で、取締役会との間の連携を強化する。また、同委員会の事務局機能の強化を進める。

③ 取締役会運営の高度化: 社外取締役の多様な経験・知見をいっそう議論に反映させつつ、取締役会事務局の体制を強化、及び取締役会資料の改善を図る。

[補充原則4-14② 取締役に対するトレーニング方針の開示]

当社では、取締役及び監査等委員がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング(社内外の研修やセミナー等)や情報提供を適宜実施しています。新任の社外取締役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレート・ガバナンスに関する事項及び各種役員関連規程等の説明を行っています。また、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の動向、当社の経営環境等の説明等を実施しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針] 確認済み

(1) 株主及び投資家との対話

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、株主及び投資家の皆様との建設的な対話を行うことが重要であると考えており、担当役員を配置し、合理的な範囲内で、代表取締役社長CEOをはじめとする経営陣幹部が株主及び投資家との対話に対応するよう努めています。

また、対話の実効性を確保するため、担当役員の配下に、株主及び投資家との対話に関する実務担当（IR担当）を設置し、社内の関係部署と連携しながら、経営戦略や業績推移に関する説明会等、株主及び投資家の皆様の当社に対する理解促進に資すると考える様々な機会を設定します。さらに、株主及び投資家との対話を通じて得たご意見や課題等を経営陣にフィードバックし、当社の経営に活かしてまいります。

株主及び投資家との対話の前提として、法令に基づく開示に加え、投資家にとって重要と判断する情報については、非財務情報も含めて積極的な開示に努めるとともに、情報開示の公平性にも配慮します。

(2) 対話の実施状況

当社では、四半期毎（5月、8月、11月、2月）の決算説明会のほか、スモールミーティングや事業説明会による対話の機会を創出しています。海外の株主及び投資家に対しては、海外IRや国内カンファレンスを通じて、代表取締役社長CEO及び担当役員が、直接、対話を行っています。

また、当社株式を保有する国内機関投資家との対話促進及び安定的な関係構築を目的とした活動（SR活動）も実施しています。SR活動では、法務室やサステナビリティ担当部門も参加し、株主総会議案、コーポレート・ガバナンス体制、ESG等について意見交換を行っています。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2025年7月3日

該当項目に関する説明 更新

当社は、2028年中期経営計画において、ROE及びROICを重要な経営指標として位置付けております。2028年度の目標として、ROEは28.5%、ROICは21.6%と設定しております。

企業価値向上に向け、ROICの向上と資本コスト（WACC）の抑制に取り組んでまいります。収益性改善（原価率・販管費率の低減）及び運転資本効率の向上（CCCの改善）を通じてROICを高めるとともに、資本構成の最適化や調達コストの低減によりWACCの抑制を図ります。

当社の取組みの詳細や2028年中期経営計画の内容につきましては、以下の資料において開示しております。

2028年中期経営計画

日： <https://www.fujikura.co.jp/company/vision/>
英： <https://www.fujikura.co.jp/en/company/vision/>

統合報告書

日： <https://www.fujikura.co.jp/sustainability/report/>
英： <https://www.fujikura.co.jp/en/sustainability/report/>

2025年度決算説明資料

日： <https://www.fujikura.co.jp/ir/financials/>
英： <https://www.fujikura.co.jp/en/ir/financials/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	52,775,300	19.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,731,965	7.50
大樹生命保険株式会社	7,134,400	2.58
株式会社三井住友銀行	7,000,000	2.53
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	5,610,000	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,003,352	1.81
株式会社静岡銀行	4,822,725	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,005,711	1.45
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	3,821,508	1.38
GOVERNMENT OF NORWAY	3,561,540	1.29

支配株主（親会社を除く）の有無	――
-----------------	----

補足説明 更新

1. 基準日時点において、上記のほか自己株式が19,463千株あります。なお、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式380千株は自己株式に含まれておりません。

2. 以下の大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、いずれも2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

①ブラックロック・ジャパン株式会社他6社より連名にて、2025年12月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2025年11月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称/保有株式数/保有割合)

- ・ブラックロック・ジャパン株式会社/5,627,700株/1.90%
- ・ブラックロック (ネザーランド) BV (BlackRock(Netherlands)BV) /737,500株/0.25%
- ・ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited) /925,300株/0.31%
- ・ブラックロック・アセット・マネジメント・アイランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)/2,226,072株/0.75%
- ・ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)/5,286,400株/1.79%
- ・ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・ (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)/3,208,000株/1.08%
- ・ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユークー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited) /1,633,900株/0.55%
- ・合計19,644,872株/6.64%

②三井住友信託銀行他2社より連名にて、2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2025年9月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称/保有株式数/保有割合)

- ・三井住友信託銀行株式会社/6,778,000株/2.29%
- ・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/6,712,400株/2.27%
- ・アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社/8,962,100株/3.03%
- ・合計22,452,500株、7.59%

③みずほ証券株式会社他2社より、2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2025年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称/保有株式数/保有割合)

- ・みずほ証券株式会社/639,031株/0.22%
- ・アセットマネジメントOne株式会社/11,612,000株/3.92%
- ・アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)/353,500株/0.12%
- ・合計12,604,531株、4.26%

④野村證券株式会社他2社より、2024年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2024年11月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称/保有株式数/保有割合)

- ・野村證券株式会社/541,660株/0.18%
- ・ノムラ インターナショナル ビーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) /834,547株/0.28%
- ・野村アセットマネジメント株式会社/19,366,900株/6.55%
- ・合計20,743,107株、7.01%

⑤三井住友DSアセットマネジメント株式会社他1社より連名にて、2024年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2024年11月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称/保有株式数/保有割合)

- ・三井住友DSアセットマネジメント株式会社/5,427,800株/1.83%
- ・株式会社三井住友銀行/7,000,000株/2.37%
- ・合計12,427,800株、4.20%

3. 企業属性

決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高 更新	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池 利和	他の会社の出身者								△			
柳瀬 英喜	他の会社の出身者								△			
山田 保裕	他の会社の出身者								△			
田邊 るみ子	公認会計士								△			
中村 明日香	公認会計士								△			
湯浅 紀佳	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 利和		○	過去にブラザー工業株式会社の業務執行者でしたが、当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、いずれの会社も当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	グローバル企業において幅広い業種を歴任し、かつ同社の代表取締役社長として経営を主導しており、グローバルな経営全般にわたる豊富な経験と事業に関する高い知見を有しています。また複数の上場会社において社外取締役を務めており経営の監督者として十分な経験を有しております。加えて、サステナビリティに関する豊富な知見も有しており、社外取締役として適格であると考えております。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
柳瀬 英喜		○	過去に豊田通商株式会社の業務執行者でしたが、同社と当社との間の取引は販売・購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、いずれの会社も当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	グローバルに事業を展開する総合商社において代表取締役副社長を務め、グローバルな経営全般にわたる豊富な経験と事業に関する高い知見を有しています。加えて、他社において社外取締役を務め、経営の監督者としての経験も有しています。また、一企業の事業活動にとどまらない多様な知見を有しており、社外取締役として適格であると考えております。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
山田 保裕		○	過去に三菱商事株式会社の業務執行者でしたが、当社との間の取引は販売・購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	グローバルに事業を展開する国内有数の総合商社において長年にわたって事業に携わり、さらにガバナンスの改善や投資家対応など幅広い分野での豊富な経験を有しています。また、グローバルメーカーにおいて取締役会長として取締役会議長を務めるなど、経営の監督者としても十分な実績を保有しており、社外取締役として適格であると考えております。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
田邊 るみ子	○	○	過去に、HOYA株式会社その他の会社において業務執行者でしたが、いずれの会社も当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、各社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	長年にわたり公認会計士として業務に従事し、高度な専門性及び知見を有しています。また、会計専門家としてのアドバイザー業務やM&A支援業務に加え、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）開示支援やマテリアリティ分析支援など、サステナビリティ経営課題に関する支援の実績も有しており、社外取締役として適格であると考えております。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
中村 明日香	○	○	過去に、有限責任あずさ監査法人その他の法人又は会社において、また、現にあず未来研究所株式会社の業務執行者ですが、いずれの法人又は会社も当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、各社は当社の定める独立性基準における重要な取引先には該当しません。	長年にわたり公認会計士として業務に従事し、高度な専門性及び知見を有しています。また、会計専門家としてのアドバイザー業務やM&A支援業務に加え、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）開示支援やマテリアリティ分析支援など、サステナビリティ経営課題に関する支援の実績も有しており、社外取締役として適格であると考えております。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。

湯浅 紀佳	○	○	三浦法律事務所に所属する弁護士ですが、当社と同事務所の間には取引はございません。	長年にわたり弁護士として業務に従事しており、法務・コンプライアンス分野に関する高度の専門性を有し、国内だけでなく、アジア、欧米等でグローバルに活躍しております。加えて、複数の上場会社において社外取締役又は社外監査役を務めており、社外の役員として監督・助言に関する豊富な知見を有しています。以上から当社取締役における重要な経営事項の審議や業務執行に対する監督において、社外取締役として適格であると考えております。
-------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新
--

監査等委員会を支援する監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。また、監査等委員会の管下に監査部を配置し、同部は監査等委員会による監査を支援いたします。なお、監査等委員会室及び監査部は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

会計監査人に対しては、年初に会計監査に係る監査計画を会計監査人から聴取、確認し、それに基づき期中の監査、期末の監査の結果について会計監査人から報告を受け、会計監査の内容・体制等についても、会計監査人と年間数回のディスカッションを行い、意見交換を適宜行うこととしています。

また、内部監査部門と原則月2回以上会合を開き、活動状況の報告を受け、必要に応じて、監査等委員会から内部監査部門に対し、監査要請をします。加えて、その他の内部統制部門とも必要に応じ、意見交換及び報告を受けるようにしています。

さらに、グループ会社の監査役とも意見交換の場を設け、情報の共有及び連携を図りながら、内部統制システムを活用した組織的監査を実施しております。

監査の実効性確保のため会計監査人及び内部監査部門との連携確保の場として三様監査協議会を設けており、原則四半期ごとに開催し、内部統制システムの運用状況やそれぞれの監査状況についての情報共有や、不正リスクの低減に関する意見交換などを行っています。

なお、2026年6月26日開催の第178期定時株主総会において、当社の会計監査人には新たに有限責任監査法人トーマツが選任されました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

更新

指名諮問委員会は、取締役の選解任に関する株主総会議案の原案、取締役の選任基準の制定・変更・廃止並びに取締役の選任及び解任に関する事項について、取締役会の諮問に応じて審議し決定することとしています。なお、委員構成として代表取締役社長CEO及び人事担当取締役を指していますが、現在、代表取締役社長CEOが人事担当取締役を兼任しており、社内取締役は代表取締役社長CEO1名です。

報酬諮問委員会は、監査等委員を除く取締役の報酬について取締役会の諮問に応じて審議し個々の報酬額を答申するとともに、取締役の報酬(株式報酬を含む。)額を決定する規律の改変等について検討を行うこととしています。

いずれの委員会も過半数の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役から選定することとしています。
 なお、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の活動状況は有価証券報告書において開示しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
 なお、当社の独立性基準は、[補充原則4－1①]に記載のとおりです。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入等については、[原則3－1. (iii)]に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の年間報酬総額は518百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬の算定方法については、[原則3－1. (iii)]に記載のとおりです。

・報酬額（総額）については、監査等委員でない取締役の報酬は、2025年6月27日開催の第177期定時株主総会及び2026年6月26日開催の第178期定時株主総会において、また、監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月29日開催の第174期定時株主総会において、それぞれ以下のとおり決議しています。

「金銭報酬」

監査等委員でない取締役 年額7億円以内（うち社外取締役分1億円以内）

監査等委員である取締役 年額1億5千万円以内（うち社外取締役分1億円以内）

「株式報酬」

譲渡制限付株式の付与によるものとし、年額5億円以内かつ212千株以内（但し、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に限る。）

【社外取締役のサポート体制】 更新

- ・取締役会における議論を実効的に行うために独立社外取締役のみで構成する独立社外取締役会議を設けております。同会議において社外取締役間の情報交換・認識共有等を図り、必要に応じて提言を行います。
- ・当社の社外取締役が取締役会において十分に議論することが可能のように、取締役会の資料は事前に配布し、かつ議案の内容に応じて事前に議案説明のための会議（取締役会事前会議）を実施しております。
- ・業務執行取締役のみで決裁する事項及び事業部門経営会議（事業部門ごとに開催され、事業部門内の重要事項を討議する会議体）で討議される事項に係る資料については、所定のデータベースに登録されており、社外取締役は常時閲覧することができます。さらに、当該事項については、経営企画室、法務室及び監査等委員会室で協同して当該データベースに登録された情報を確認し、必要に応じ追加の情報収集などを行ったうえで社外取締役へ報告しています。
- ・当社の社外取締役6名の内、3名は監査等委員であり、十分な監査のために監査等委員会室を設置し、同委員のサポートを実施しております。監査等委員会室には専任者を配置するとともに、業務執行側から独立性を有し、監査等委員会からの直接の指示・命令の下でサポートを行っています。また、2026年4月1日付で監査部を監査等委員会の所管に移動し、監査等委員会の監査活動を補助することとしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社では、2020年3月31日をもって、いわゆる「相談役・顧問制度」を廃止いたしました。なお、取締役社長退任者に対し、「名誉顧問」（勤務・報酬等なし）の呼称を使用することを許容しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（業務執行に係る事項）

業務執行にかかる事項は、「Ⅰ 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

（監査・監督に係る事項）

監査・監督にかかる事項については、「Ⅱ 1. [監査等委員会]」に記載のとおりです。

（指名、報酬決定等の決定に係る事項）

指名、報酬決定等にかかる事項は、「Ⅱ 1. [任意委員会]」に記載のとおりです。

（取締役会の活動状況）

取締役会の活動状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告において毎年開示しています。

(会計監査の状況)
会計監査の状況については、PwC Japan有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、監査業務の体制は、業務を執行した公認会計士である五代英紀氏、及川貴裕氏、櫻井良孝氏の他、補助者として公認会計士8名、その他39名となっています。

(責任限定契約の内容)
当社は、非業務執行取締役との間で会社法の定める責任限定契約を締結することができるとしており、その内容は、対象となる取締役の責任の限度額を、法令で定める最低責任限度額とするものです。なお、責任限定契約は全ての非業務執行取締役と締結することとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、「Ⅰ 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2026年6月26日開催の第178期定時株主総会に関する招集通知は、電子提供措置の開始を法定期日前の同年5月26日から開始し、書面の発送は同年6月3日付で行っています
電磁的方法による議決権の行使	2006年度よりインターネットによる議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ上に招集通知の英文の要約を掲載しています。
その他	広く招集通知等の閲覧を可能とするため、当社ホームページにおいて公開しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援会社等が開催する個人投資家説明会に参加するほか、当社ホームページのIRサイトに、個人投資家説明会の資料や動画を掲載しています。 個人投資家説明会 https://www.fujikura.co.jp/ir/individual-investors/ よくわかるフジクラグループ https://www.fujikura.co.jp/understanding-fujikura/	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に取締役社長CEO及びCFOによる決算説明会を実施しております。2024年度は決算説明会のフォローアップミーティングとして、取締役社長CEO および取締役CFOによるスモールミーティングを2回開催しました。 また、定期的に事業説明会もしくは見学会を開催しています。 2024年度は、取締役CTOが登壇し、サステナビリティ説明会を開催したほか、アナリスト・国内機関投資家向けの佐倉事業所見学会を実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に欧州、北米、アジアの投資家に対して取締役社長CEOによる個別面談を実施しております。 2024年度は当該個別面談とは別に、取締役社長CEO、CFO、IR担当執行役員等が中心となって、海外機関投資家向けの説明会やスモールミーティングを実施したほか、証券会社主催カンファレンスにも参加しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中期経営計画、統合報告書、適時開示資料等を、和文・英文で当社ホームページ上に掲載しています。 日本語： https://www.fujikura.co.jp/ir/ 英語： https://www.fujikura.co.jp/en/ir/	

IRに関する部署(担当者)の設置

担当部署: 経営戦略部門 経営企画室 IRグループ
担当役員: 執行役員 経営戦略部門長 経営企画室長 浜砂 徹

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2009年4月に「フジクラグループCSR理念」、「フジクラグループCSR基本方針」及び「フジクラグループCSR活動指針」を制定しています。当社では、関わり合いの深いステークホルダーである「顧客(お客様)」「社員(家族を含む。)」 「投資家・株主」「取引先」「地域社会」「環境・行政」との適切なコミュニケーションを通して、そのご期待やご意見を今後のグループ経営に生かしていくことが、企業が社会的責任を果たすうえで重要であると考えています。 詳細については以下に掲載しています。 参照先URL: https://www.fujikura.co.jp/sustainability/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ESGの3側面である、環境・社会・企業統治に関する幅広い取り組みを実施しています。これらの取り組みについては、毎年「統合報告書」として取りまとめ、当社ホームページ上で公開しています。当社のESG活動の考え方、取組状況等について引き続き広くステークホルダーに伝えていきます。 参照先URL: https://www.fujikura.co.jp/sustainability/

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、フジクラ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然として対応するとの基本方針を定めており、これを役員、従業員その他の業務従事者に周知、徹底させている。

また、反社会的勢力に対する対応統括部署、対応責任者を定めており、弁護士等への相談、情報収集のための社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等への加盟など、外部の専門機関との連携も図っている。

Ⅴ その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっています。

<適時開示体制の概要>

当社は、社内の規程として「内部情報管理規程」及び「フジクラリスク管理規程」を制定し、社内における重要な情報の収集、連絡、開示方法等の管理基準を定め、情報の管理責任者(経営企画室長)が開示についての確に実行できる体制を整えています。

具体的には、当社において発生した重要な事実や決定した重要な事項について、これらの規程に則り管理責任者(経営企画室長)に情報が集められたのち、会社業績に直接影響を与える事実や事項についてはファイナンス統括部、その他の事実や事項については法務室が情報を整理し、当該情報を適時・適切に開示しています。

